他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第２条第19号に規定する欠損金額をいう。）及び法人税の額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、令和２年旧法第72条の25第４項（令和２年旧法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７の２に規定する連結法人をいう。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の６の７に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）が各連結事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（令和２年旧法人税法第２条第18号の４に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）がこの申請書を提出する場合には、「決算が確定しない」とあるのは「連結法人の決算が確定しない」と、「損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」とあるのは「連結親法人が連結所得の金額」と、「並びに」とあるのは「及び」と読み替えて記載すること。

６　「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、法第72条の25第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第４項（令和２年旧法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する法人（法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人又は連結子法人に限る。）が記載すること。なお、連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

７　連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「法人税に係る申告期限の延長申請書」の欄中「法人税法第75条第１項」とあるのは、「令和２年旧法人税法第81条の23第１項」と読み替えて記載すること。

第十三号の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第三条・第四条の四関係）

［様式　別紙ヘ十七の五　挿入］

第13号の２様式記載要領

１　「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人（⑵及び⑶の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（以下この記載要領において「令和２年旧法人税法」という。）第２条第12号の７の７に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（令和２年旧法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）を含む。）が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。

⑴　法人税法第75条の２第１項若しくは令和２年旧法人税法第75条の２第１項（これらの規定を法人税法第144条の８において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長された場合（法人税法第75条の２第８項（同法第144条の８において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）において準用する同法第75条第５項又は同法第75条の２第11項第２号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。以下⑴において「提出期限の延長の処分」という。）又は法人税法第75条の２第２項若しくは令和２年旧法人税法第75条の２第２項（これらの規定を法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定による法人税法第75条の２第１項各号若しくは令和２年旧法人税法第75条の２第１項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更の処分（法人税法第75条の２第８項において準用する同法第75条第５項の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合又は同法第75条の２第11項第２号の規定によりこれらの指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更がされたものとみなされた場合を含む。以下⑴において「指定等の処分」という。）があった場合　当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内（通算親法人（法人税法第２条第12号の６の７に規定する通算親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）及び通算親法人に対して提出期限の延長の処分又は指定等の処分があった場合における法人税法第75条の２第11項第２号の他の通算法人にあっては、当該提出期限の延長の処分又は当該指定等の処分があった日から７日以内）

⑵　法人税法第75条の２第５項（令和２年旧法人税法第81条の24第２項及び法人税法第144条の８において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書（令和２年旧法人税法第２条第32号に規定する連結確定申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長の処分についての変更の処分があった場合（法人税法第75条の２第11項第２号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての変更の処分があったものとみなされた場合を含む。）　当該変更の処分があった日の属する事業年度又は連結親法人事業年度（令和２年旧法人税法第15条の２に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）終了の日から22日以内